

## 質問書に対する回答

(工事名) 関越自動車道 坂戸北工事

番号	質問箇所	質問事項	回 答
1	特記仕様書 15-2	貸与品として標識車、標識(車載式)は数量がありませんが、貸与は無いと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
2	特記仕様書 15-2、25-36	特記仕様書 25-36 で仮設防護柵工保安工Aが仮設防護柵テープ一部に設置する物、とされていますが、使用する仮設防護柵もしくは保安材は貸与品と考えてよろしいでしょうか。	設計図 附帶工81/107 仮設防護柵保安工詳細図に示す仮設防護柵は、平行部・テープ一部に仮設防護柵工A及び仮設防護柵工B（設置撤去）で設置します。仮設防護柵の材料については、特記仕様書 15-1 支給材料に示すとおり支給材料となります。 仮設防護柵工保安工Aの保安材は特記仕様書 15-2 貸与品に示す交通規制標識類に含まれるものとお考え下さい。
3	質問回答:7月12日付回答書①番号2	構造物取壊しの数量に関する回答で『葛川避溢橋橋梁下部工図面番号 1・164・165/165、西脇橋図面番号 50/71、つるまきはし図面番号 61/71、附帶工図面 70~74/105による』と回答をいただきましたが、葛川避溢橋、西脇橋、つるまき橋については各構造物の集計 数量を確認できますが、附帶工図面 70~74/105 は単位数量のみで、集計数量がありません。附帶工につきましても各構造物毎の取壊し集計数量をご教示いただけないでしょうか。	本工事の各構造物毎の取壊し集計数量については設計図書に基づき算出してください。